羽幌町森林整備計画書

計画期間　自　令和　4年　4月　1日
　　至　令和１４年　3月３１日

【令和　4年　3月２２日策定】

北　海　道
羽　幌　町

羽幌町位置図

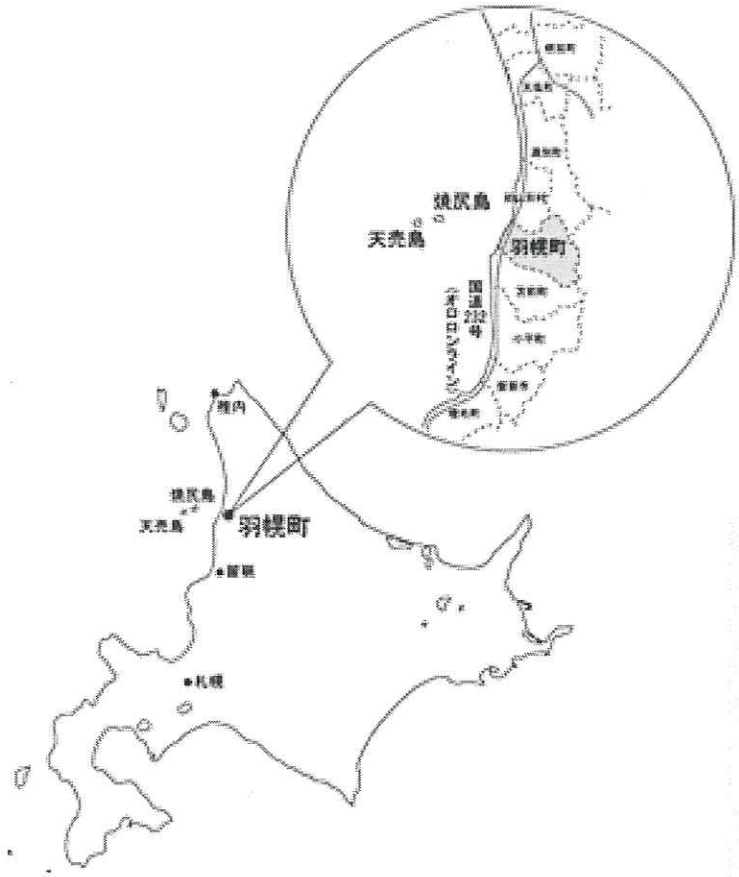

凡例

- 国有林
- 道有林
- 一般民有林
- 山岳
- 河川・湖沼
- 森林計画区界
- 市町村界
- 主要道

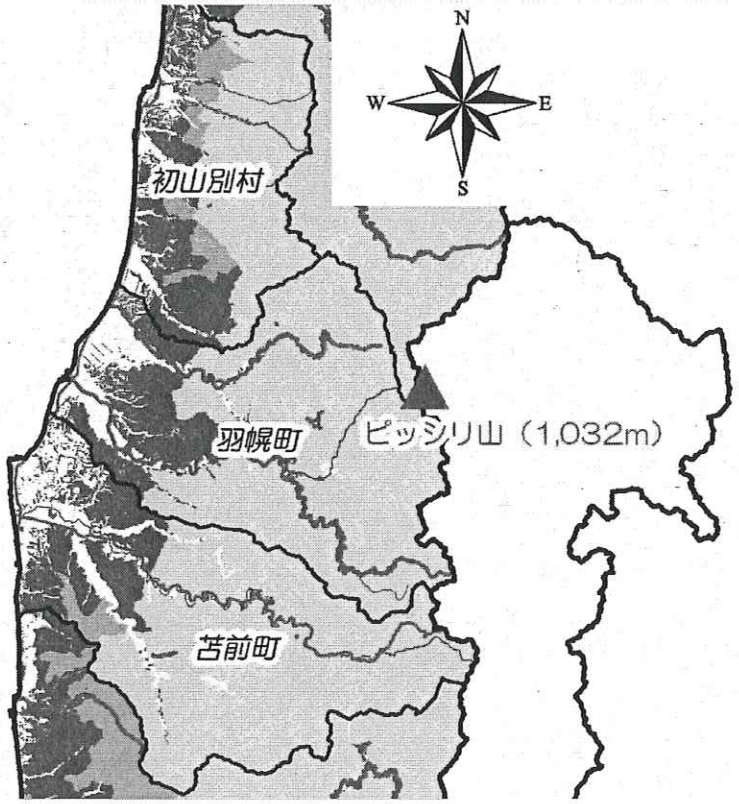

0 5 10 20 30 40 km

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・　1
　1　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　2　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　（1）地域の目指すべき森林資源の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策・・・・・・・・・・・・・・・　4
　3　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅱ　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
第1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・・・・・・・・　5
　1　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
第2　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7
　1　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　（1）人工造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　（2）人工造林の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
　（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
　2　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　（1）天然更新の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　（2）天然更新の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
　3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・・・　11
　4　森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・・・　12
　（1）造林の対象樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　（2）生育し得る最大の立木の本数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　5　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
第3　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び
　　保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・　12
　2　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　（1）育成単層林施業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　（2）育成複層林施業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
第4　公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・　14
　（1）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
　　（水源かん養林）・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　（2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成すべき森林
　　その他水源かん養機能維持林以外の森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

　2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び
　　当該区域内における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

（1）区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（2）森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
3　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（1）水資源保全ゾーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（2）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（3）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第5　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・ 21
1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・ 21
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・ 21
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・ 21
4　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
5　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第6　森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
1　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・ 22
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第7　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・ 22
1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（1）路網密度の水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（2）作業システムに関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・ 24
3　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（1）基幹路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
（2）細部路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
4　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
第8　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（1）人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（2）林業事業体の経営体質強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・ 26
（1）林業機械化の促進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
（3）林業機械化の促進方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・ 27
4　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅲ　森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第1　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
1　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・ 27
（1）区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（2）鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
第2　森林病害虫の駆除及び予防の方法、その他の森林の保護に関する事項・・・・・・ 28

１　森林病害虫の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（２）その他・・・　２８
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・・・・・　２９
５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林・・・・・・・・・　２９
（２）その他・・・　２９

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
に関する事項・・　３０
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・・　３０
４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
１　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
（１）森林経営計画の記載内容に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
（２）森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域・・・・・・・・・・・・・・　３０
２　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
４　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
５　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
（１）地域住民参加による取組に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
（２）上下流連携による取組に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
（３）その他・・　３１
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
７　その他必要な事項
（１）特定保安林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）保安林その他制限林の施業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（３）森林施業共同化重点実施地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（４）その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域・・・・・　３５
別表２　公益的機能別施業森林における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
別表３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０
別表４　鳥獣害の防除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

本町は、留萌管内のほぼ中央に位置し、南は苫前町、北は初山別村、東は幌加内町、天塩山脈を隔て、名寄市、士別市の両市に相対し、西は日本海に面しています。その沖合２４ｋｍ地点には国定公園である天売島（海鳥の島）と焼尻島（みどりの島）があります。

天塩山脈の主峰ピッシリ山を源流として羽幌川と築別川が朝日台地を境に東西に貫流し、日本海に注いでいます。その流域は肥沃な農耕地で、豊富な水量に恵まれた水稲栽培の適地となっています。気候は俗に言う「裏日本型」で、年間を通じてシベリアから吹き付ける季節風の影響で風の強い日が多くなっています。夏期は温暖で春から初夏にかけて乾燥し、晩夏から冬にかけては多雨、そして冬期は湿潤寒冷、積雪が多く、対馬暖流の影響で内陸部より温暖です。

本町の総面積は４７，２６５haで、その内、森林面積は４０，４７３haと総面積の８６％を占める森林に恵まれた地域です。民有林面積は７，０７７haあり、トドマツ、カラマツを主体とした人工林の面積は２，４２０haであり、人工林率は３４％となっており、全道平均を下回っています。齢級構成では８齢級以上の老齢林が大半を占め、適期の間伐や皆伐後の着実な植栽を実施し齢級の平準化が必要です。

本町の森林は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっています。

利用可能なトドマツ、カラマツ人工林資源を活用するため、作業路網を集中的に整備するとともに、森林施業のコスト軽減を図るため、森林施業の集約化を推進します。また、森林の持つ公益的機能（環境に対する機能）を維持しながら、間伐を中心に計画的かつ効率的な伐採を推進します。木材資源を循環利用するため、主伐後には適確な更新を推進します。

本町の地区毎の森林の特徴を活かしながら、適切な森林づくりを推進します。

築別・上築地区の森林は、天然林が豊富で、水源かん養機能（雨水や雪解け水を土中に蓄え、洪水の危険の緩和、水質を良くする機能）が高い森林です。水源かん養機能等を維持するよう環境に配慮した森林施業を行う必要があります。

曙・築別炭砿・羽幌砿地区の森林は、河川の上流域にあり、国有林に囲まれ、水源かん養機能が高い森林です。今後も水源かん養機能を保つ森林施業を行う必要があります。

高台地区の森林は、大半が防風保安林となっており、今後も生活環境に配慮し、防風機能の維持を図ります。

朝日地区の森林は、一部を除き水源かん養機能が高い森林です。大手企業が保有する森林が多く、その社有林は森林認証（持続可能な森林経営を通じて、森林環境の保全と循環型社会の形成に貢献している森林に与えられる認証制度）を受けています。個人の所有林（以下「一般民有林」という。）は、人工林が多く、木材生産に適した地区であることから、適切な伐採、造林を行い、木材資源の循環を図る必要があります。

上羽幌・平地区の森林は、水源かん養保安林等に指定されている国有林に囲まれており、水源かん養機能が高い森林です。水源かん養機能を維持しながら、適切な伐採、造林を行います。なお、一部地域は急傾斜地となっている事から、山地災害の防止を図る必要があります。

寿町の一部及び中央地区の森林は、人工林の割合が高く、木の成長も良い事から、適切な伐採、造林を行い、木材資源の循環を図る必要があります。

寿町・栄町地区の森林は、住民の生活に密着した森林として、今後も維持する必要があります。

天売島は、暑寒別天売焼尻国定公園や鳥獣保護区に指定されており、厳重に自然環境を保護する必要があります。また、過去に乱伐や山火事などにより、天売島は多くの森林を失いまし

た。そのため、森林による水源かん養機能が失われ、水不足になりました。水不足を解消するため、治山事業により長い年月をかけて植林が行われ、森林環境を取り戻し、水不足が解消されてきました。今後も水不足にならないよう森林を管理する必要があります。

焼尻島は、暑寒別天売焼尻国定公園に指定され、オンコの原生林があり、国の天然記念物に指定されています。今後も自然環境、景観を維持する必要があります。また、同時に水資源を確保する必要があります。

本町の森林は、留萌中部森林組合が中心となって森林施業を行っています。留萌中部森林組合は、森林施業の提案、施業の集約化に向けた取り組みを行っています。平成２３年度には、留萌北部森林組合と業務提携を行い、事業推進体制を強化しています。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の造成を推進します。その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び森林ＧＩＳの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況、自然的条件、社会的要請等を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待する機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源のかん養機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源かん養林」、山地災害の防備及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源かん養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し、生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適格な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本的方針は、次表のとおりです。

【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域			望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	水源かん養林			下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業や保全を推進する。
		水資源保全ゾーン		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業や保全を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林			下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、渓岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林			樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林			原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林。 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林。 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。 また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。
		生物多様性ゾーン	保護地域タイプ	貴重な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
			水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や水辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	水辺における生物多様性保全の観点から原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業や保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が穏やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

①森林の整備及び保全にあたっては、気候、地形、土壌等の自然的条件や林業技術体系等を勘案するとともに、育成のための人為の程度及び単層・複層という森林の階層構造に着目し、次の3つの施業方法により、森林の区分に応じた望ましい森林の姿に誘導します。

区分	施業方法	対象とする森林
育成単層林施業	・森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林とし、人為により成立させ維持する施業	・人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林 ・森林の有する公益的の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林
育成複層林施業	・森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲または同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持する施業	・人為と天然力の適切な組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林
天然生林施業	・主として自然に散布された種子などにより森林を成立し、維持する施業	・ササ類等の繁茂が少なく、天然力による更新が確実に図れる森林 ・国土の保全、自然環境の保全、種の保全等のための禁伐等の制限のある森林

②山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起こりやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めるものとします。

③公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

④種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むものとします。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

Ⅰの2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採するものとします。

1　樹種別の立木の標準伐期齢

羽幌町における立木の標準伐期齢、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に次のとおり定めます。

樹　種		林　齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	６０
	トドマツ	４０
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	３５
	その他針葉樹	４０
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	３０
	その他広葉樹	４０
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	６０
	ああああああああ〃　　　広葉樹	８０
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注）	２５

（注）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ぼた木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、森林経営計画の認定基準や保安林の伐採における適否判断基準等に利用されます。なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

次のとおり、立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針を示します。

なお、立木の伐採・搬出に当たっては、国が示す主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月１６日付林野庁長官通知）に即した方法により伐採するとともに、北海道留萌地域森林計画書Ⅱ第3の5（5）林産物の搬出方法等及び第4の1（2）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法と整合して伐採を行うこととします。

また、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う

際の規範となります。

ア　立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

（ア）皆伐

皆伐については、主伐のうち（イ）の択伐以外のものとします。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することが無いよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として２０ｈａを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採時期の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮することとします。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が３０％以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては４０％以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐に当たっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

イ　主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域に地形や地質等を十分に確認したうえ配置の計画や施工をすることとします。なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

ウ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然樹種の育成の支障とならないよう枝条等の整理をすることとします。特に伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

エ　複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

３　その他必要な事項

ア　木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めるものとします。

イ　山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能維持林にあっては、適切な伐区の形状・設置等により、伐採後に林分の保全機能、生活環境機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進します。

ウ　林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、渓流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

エ　次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めるものとします。

ａ　健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地帯等

ｂ　土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ｃ　野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

オ　伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

カ　伐採等の実施に当たっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めるものとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意するものとします。

キ　高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めるものとします。

ク　特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うものとします。特に、クマゲラ・シマフクロウ及びクマタカ等の希少鳥類について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣機関等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

第２　造林に関する事項

Ⅰの２の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。特に、天然更新には不確実性を伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するものとします。人工造林については、植栽によら

なければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたって育成単層林として維持する森林について行うこととし、人工造林に当たっては、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

なお、人工造林の対象樹種及び標準的な方法（樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数を含む。）、伐採跡地の人工造林を実施すべき期間は、森林所有者等が人工造林を行う際の規範となります。

1　人工造林に関する事項

（1）人工造林の対象樹種

（ア）人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等を勘案することとし、苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

（イ）多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

（ウ）育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。

以上を踏まえ、本町における人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区　分	樹　種　名
人工造林の対象樹種	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ（Ｆ１を含む）、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、シナノキ、その他郷土樹種

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談のうえ適切な樹種を選定することに努めることとします。

（2）人工造林の標準的な方法

（ア）育成単層林を導入又は維持する森林

ａ　寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源かん養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

ｂ　地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

ｃ　植栽時期は春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

d　植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したグイマツ雑種Ｆ１やクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減に当たっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】　　単位：本／ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	カラマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2，500	2，500	2，500	2，500	2，500
中庸仕立て	2，000	2，000	2，000	2，000	2，000
疎仕立て	1，500	1，500	1，500	1，500	1，500

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談のうえ適切な本数を判断して行うよう努めることとします。

e　効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。なお、コンテナ苗の植栽時期については、裸苗に比べて植栽時期が延長できることから、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるような植え付け時期の配慮に努めることとします。

植栽時期	樹　種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	４月中旬～　６月上旬
	カラマツ、その他	４月中旬～　６月上旬
秋植え	トドマツ、アカエゾマツ	９月上旬～１１月中旬
	カラマツ、その他	９月上旬～１１月中旬

（イ）育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初

日から起算して５年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとします。
なお、天然更新による場合は２の（３）によることとします。

【伐採跡地の人工造林をすべき期間】

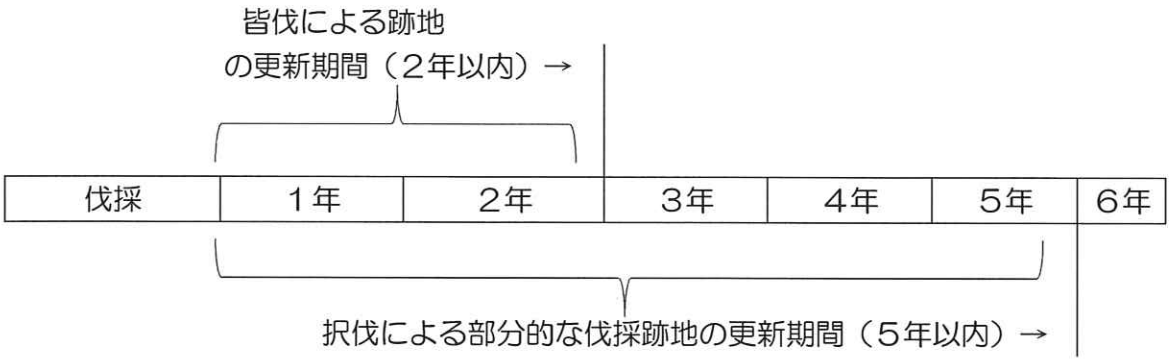

２　天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次のとおりとします。なお、ぼう芽更新では、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等高木性でぼう芽の強い樹種とします。

区　　分	樹　種　名
天然下種更新の対象樹種	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、シナノキ、ハリギリ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ類

（２）天然更新の標準的な方法

（ア）天然更新の完了の判断基準及び対象樹種の期待成立本数

第２の２（３）に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に５０ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齢林(注3)にあっては成立本数が立木度(注4)３以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積(注5)に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50ｃｍ程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度３以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が３０％以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数(注6)は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成２４年５月１５日付け森林第１１１号森林計画課長通知）によることとします。

（注１）「高木天然木」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。
（注２）「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。
（注３）「幼齢林」とは、伐採後おおむね１５年生未満の森林をいいます。
（注４）「立木度」とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当す

る期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度３は期待成立本数の３割が更新した状態をいいます。なお、伐採後５年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

立木度＝現在の林分の本数／当該林分の林齢に相当する期待成立本数×１０

（注５）「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注６）「期待成立本数」

広葉樹	
階層	期待成立本数
上層	300本／ｈａ
中層	3,300本／ｈａ
下層	10,000本／ｈａ

針葉樹（中層・下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本／ｈａ
上層（その他の針葉樹）	600本／ｈａ

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐齢木）

中層：伐採後に往更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで、上層林より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

（イ）天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うものとします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（６～８月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うものとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保するものとします。

なお、かき起こしの実施に当たっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保するものとします。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して５年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については、原則として植栽によらなければ的確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。なお、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案するとともに、指定する森林の区域

は別表４のとおりとします。

①気象、土壌、植生等の諸条件により天然更新が期待できない森林

②早期に成林を目指す必要がある資源の循環利用を目的とした木材等生産林の人工林

③水源かん養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林を指定する場合には、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新委必要な稚幼樹や後継樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣などの被害の発生状況などを勘案することとします。

また、次の箇所は植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域には含めないものとします。

①保安林等の制限区域内で施業方法が定められている森林

②保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれえる森林

③公益的機能別施業方法の区域で別途更新の方法が定められている森林

④湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

⑤ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採後地の更新すべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

４　森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）によります。

イ　天然更新の場合

２の（１）によります。

（２）生育し得る最大の立木の本数

２の（２）のアにおいて記載の「天然更新の完了の判断基準について」（平成24年5月15日付森林第１１１号森林計画課長通知）によるものとします。

５　その他必要な事項

（ア）土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

（イ）伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な方に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取り組みを通じて、伐採跡地等への更新を確保します。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育については、Ⅰの２の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施するものとします。

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア　間伐は、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆うようになることをいう。）し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うものとします。

イ　間伐に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うものとします。特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次表のとおりとします。

樹　種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ【グイマツとの交配種を含む】 （一般材）	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法　中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	26	36	48	―	―	選木方法：定性及び定量 間伐率（材積率）：20～35％ 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：１０年 標準伐期齢以上：１２年
トドマツ （一般材）	植栽本数：2,000本/ha	24	32	40	50	―	選木方法：定性及び定量 間伐率（材積率）：20～35％ 間伐間隔年数 標準伐期齢未満：　8年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数：2,000本／ha 仕立て方法　中庸仕立て 主伐時の設定:400本/ha	24	31	41	53	66	選木方法：定性及び定量 間伐率（材積率）20～35％ 間伐間隔年数 標準伐期齢未満　9年

注１）「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」「カラマツ人工施業の手引き（北海道林業試験場監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（北海道林務部監修）」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道総合研究機構林業試験場発行）」等を参考とし、別紙、施業体系図のとおりとする。

注２）植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により間伐時期が異なることに留意すること。

ウ　保育コストの低減を図り、労働災害防止に資するため、緩傾斜地など機械の作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進し、施業の集約化・効率化に努めることとします。

２　保育の種類別の標準的な方法

（１）育成単層林施業

ア　下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ　除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植樹樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植樹樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることとします。

ウ　つる切り育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

樹　種	年 / 植栽	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	①	②	②	①	①					
	秋		②	②	①	①	①				
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	①	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹　種	年 / 植栽	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春						△				
	秋							△			
トドマツ	春						△				
	秋							△			
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注１）カラマツには、グイマツ等を含み、トドマツにはエゾマツを含む。
注２）①：下刈１回刈　　②：下刈２回刈　　△：つる切り、除伐

（２）育成複層林施業

適正な林分構造が維持されるよう、適切に保育を行うものとします。なお、施業の方法等については、（１）育成単層林施業に準じます。

３　その他必要な事項

（１）その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関しては、 森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

第４　公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林（水源かん養林、山地災害防止林、生活環境保全林、保健・文化機能等維持林）です。また、公益的機能別施業森林以外の区域については、Ⅰの２の森林整備の基本方針において示した「木材等生産林」として整備を進めるものとします。

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

（１）水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源かん養林）

ア　区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺にある森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表２のとおり定めます。

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能維持増進林以外の森林

ア　区域の設定

①　土地に関する災害の防止、及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林などについて別表１のとおり定めます。

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期

を標準伐期齢の概ね２倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表２のとおり定めます。

２ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図り、また、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林として別表１のとおり定めます。

（２）森林施業の方法

主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能な森林の区域のうち、人工林においては原則として植栽による更新を行うこととします。なお、公益的機能別施業森林との重複を認めるものとし、公益的機能の発揮に支障が生じないように行うこととします。

樹　　種	生　産　目　標	仕立て方法	主　伐　時　期
カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	一般材生産：３０㎝	中庸仕立て	６０年
トドマツ	一般材生産：３２㎝	中庸仕立て	６０年
アカエゾマツ	一般材生産：２８ｃｍ	中庸仕立て	80年

３　その他必要な事項

当町の特性に応じた森林の整備、管理を進めるため、１の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

（１）水資源保全ゾーン

ア　区域の設定

水源かん養林のうち、属地的に水源かん養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定されている森林について、別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

１の水源かん養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表２のとおり定めます。また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出の恐れのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。施業の実施に当たっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等への水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととします。伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

（２）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア　区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林、特に保全が必要と認める水辺林については、河川の両岸・湖沼周辺から原則２０m以上の区域を小班単位または小班の一部について、別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細やかな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

（３）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア　区域の設定

保険・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地域として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で別表１のとおり定めます。

イ　森林施業の方法

１の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表２のとおり定めます。

※参考資料【地域森林計画が示す区域設定の基準と施業方法の指針】

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水源かん養林	水源かん養機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、渓流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など、水源のかん養の機能	下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図る。

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
	の維持増進を図る森林について、集水区域等の森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえたうえで林班単位等で面的に定める。	
山地災害防止林	山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林及び落石防止保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止／土砂保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえたうえで林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととする。 また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林として定めることとする。
生活環境保全林	快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、道民の日常生活に密接なかかわりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林についてそれぞれの森林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととする。 また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林として定めることとする。
保健・文化機能等維持林	保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、保険保安林及び風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設に伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林について、それぞれの森	伐採面積の縮小及び伐採個所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については 複層林施業を行うこととする。 また、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業(注)を推進すべき森林として定めることとする。 なお、地域独自の警官が求められる森林において、風致の優れ

森林の区域	区域の設定の基準	森林施業の方法に関する指針
	林の立地条件、林況、地域の要請を踏まえた上で林小班単位で定める。	た森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとする。

（注）長伐期施業とは、標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。

【上乗せゾーニング(注1)】

森林の区域		区域設定の基準	森林施業の方法に関する指針
水資源保全ゾーン		水源かん養林のうち、属地的に水源かん養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ林小班単位で定める。特に、北海道水資源の保全に関する条例（平成２４年北海道条例第９号）第１７条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林についても林小班単位で定める。	伐採面積の縮小(注2)及び伐採個所の分散化に努めることとし、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬期間に行うなど、時期や搬出方法に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細やかな配慮を行うこととする。
生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に認められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲から土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則２０m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定める	伐採方法は択伐とし、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、取材路や重機の使用に当たっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細やかな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとする。
	保護地域タイプ	保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に認められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地域として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認められる森林について林小班単位で定める。	伐採方法は択伐とし、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとする。
木材等生産林		林木の育成に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

	特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を図ることとする。

（注１）　上乗せゾーニングとは、北海道の森林・林業の状況や課題、地域の特性やニーズ等により、目指す姿や施業の方法などをよりきめ細かく定めるために共通ゾーニングの中において上乗せして設定されたゾーニングです。

（注２）　皆伐を行う場合の面積の上限は、原則として１０ヘクタールを下限として定めることとします。

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、小規模森林所有者が大半を占めています。また、一般民有林のうち、３４％は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、留萌中部森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施を図るため、長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者制度の運用や固定資産税情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

併せて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（５ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら経営管理を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、林業経営の経営管理の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5　その他必要な事項　「特になし」

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

本町に森林を有する町、個人等森林所有者及び森林組合等で相互に連絡を密にして、官民一体となった森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進することとします。

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。また、路網の整備により、地域の森林整備を留萌中部森林組合が中心となって計画的に進めていくこととします。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。森林所有者等へ施業の受委託の働きかけを積極的に行い、森林組合等への施業等の集約化を図るものとします。特に、不在村森林所有者への普及啓蒙活動を強化し、森林組合等による施業の長期受委託を促進するものとします。

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意して努めることとします。

① 森林施業を施業で実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

② 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の負担又は相互の提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

③ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4　その他必要な事項　「特になし」

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

（1）路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m／ｈａ

区　　分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 （ 0°～15° ）	車両系作業システム（注1）	１１０以上	３５以上
中傾斜地 （15°～30° ）	車両系作業システム（注1）	８５以上	２５以上
急傾斜地 （30°～）	架線系作業システム（注2）	２０〈１５〉以上（注3）	２０〈１５〉以上（注3）

注１）「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

注２）「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等木材を吊り上げて集積するシステムタワーヤーダ等を活用。

注３）『急傾斜地』の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

（2）作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐　倒	集材《木寄せ》	造　材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャー	スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
				(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
	ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
急傾斜地 (30°)	チェーンソー	トラクタ【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ （ ）は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載

※ 【】は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙﾛｰﾀﾞ（全幹）を集材に活用している事例がある。

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

（1）路網整備等推進区域の設定

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

予算の種類	路線の種類	既設/開設予定	具体的な計画の有無	路網整備等推進区域名	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
基金	林業専用道（規格相当）	開設予定	無し	平地区		十五線沢		❶	

3　作業路網の整備に関する事項

（1）基幹路網に関する事項

①　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和４８年４月１日付け林野道第１０７号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成２２年９月４日付け２２林整備第６０２号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成２３年３月３１日付け森計第１２８０号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

②　基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、期間路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた調整を推進することとします。

単位　延長：km　面積：ha

開設／拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区域面積	前半5ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	羽幌町	十五線沢		1			❶	
	小計					1				
拡張	自動車道（改良）		羽幌町	中央小川		1				局部改良
〃	〃		〃	中央		1				局部改良
	小計					2				

③　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

（2）細部路網に関する事項

① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成２２年１１月１７日付け林整整第６５６号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成２３年3月３１日付け森整第１２１９号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

② 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理します。

４ その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等資材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備に当たっては、雨水流出等による災害が誘発されないよう細心の注意を払い作業を行うこととします。

第８ その他必要な事項

１ 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、

就業相談会の開催、北海道北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進することとします。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化して労働環境の改善を図ることとします。これらと合わせ、森林組合との事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

（１） 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ＩＣＴ等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成することとします。

また、林業に就業する人材の確保と定着を図るため、地域の林業事業体や教育機関、市町村などで構成する地域協議会が行う就業相談会などによる事業者とのマッチングのほか、都市部の地方移住者などへ向けた林業の魅力発信などにより、新規参入者の確保を図ります。

就業後は、教育・能力評価方法の改善や体系的なキャリアアップを図るための研修の実施、下刈りなどの作業の軽労化、他業種と連携などによる通年雇用化、若手林業従事者等によるネットワークづくりの支援などの取り組みを促進し、若者や女性をはじめとする林業従事者が安心して就業・定着できる環境づくりを進めることとします。

（2）　林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の東特・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害等の発生率が高いことが課題となっています。

このため、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

2　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャー、プロセッサ等による伐倒や、枝払い・玉切り作業、フォワーダ、スキッダ等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

（1）　林業機械化の促進方法

林業就業者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには林業機械化は不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化は重要な課題となっています。

このようなことから、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入を促進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとします。

（2）高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区分		現状	将来
伐倒・造材・集材	緩傾斜	伐木造材⇒チェーンソー 集材⇒ブルドーザー	伐木⇒ハーベスタ　集材⇒スキッダ 造材⇒プロセッサ
	急傾斜	伐木造材⇒チェーンソー 集材⇒人力	伐木⇒チェーンソー 集材・造材⇒プロセッサ
造林・保育等	地拵、下刈	刈払機・チェーンソー 一部ブルドーザー	ブルドーザー
	枝打ち	ナタ、ノコ	枝打ち機、一部ナタ・ノコ

（3）林業機械化の促進方法

森林組合等林業事業体が高性能林業機械を導入する場合、森林環境譲与税を活用し一定割合を助成するなど、作業の合理化及び効率化に努めるものとします。

また、高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修等への積極的参加を推進します。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取り組みを実施することが重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や工務店・設計会社等などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、地材地消の推進に当たっては、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成２２年法第３６号）に基づき北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して、本町の建築物等において積極的に木材・木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について推進するように努めることとします。

（１）林産物の流通、加工施設等の整備の方向

羽幌町には木材関連工場はありませんが、近隣の木材関連工場も小規模の経営であり、規模の拡大も望めない状況にありますが、今後需要の増大が見込まれる間伐材の有効利用を目指し、その商品化や需要開発を検討することとします。

4　その他必要な事項

天売島は海鳥の島と呼ばれ、オロロン鳥を始めウトウなどの北の海鳥の営巣地となっており、島の住民と100万羽の海鳥が共生する島で、コロニー全体が天然記念物に指定されており、自然環境の保全が重要となっています。現在、天売島において184ｈａに及ぶ森林が干害防備保安林に指定され、豊かな自然を求めて訪れる観光客や島の住民の森林レクリエーションの場として貴重になっています。島の水源林として大切なこの森を健全な森林として持続し、併せて森林レクリエーションの場として利活用するため森林の整備、維持を適切に行います。

焼尻島はみどりの島と呼ばれ、貴重なオンコの原生林があります。国の天然記念物に指定されており、今後も貴重な自然環境を守り続けます。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該地区内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

（１）区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成２８年１０月２０日付け２８林整研第１８０号林野庁長官通知）、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及びエゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被

害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表３のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報、その他エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

（２）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

２　その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第２　森林病害虫の駆除及び予防の方法、その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病害虫の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

なお、森林病害虫のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

（２）その他

森林病害虫の被害の早期発見、早期防除のため、本町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

ア　エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。

また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

イ　鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

ウ　森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

3　林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

4　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「特になし」

5　その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

「該当なし」

（2）その他

ア　気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ　森林の巡視に当たっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監督視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

「該当なし」

2　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

「該当なし」

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

「該当なし」

4　その他必要な事項

「該当なし」

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

（1）森林経営計画の記載内容に関する事項

ア　Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営お受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項

エ　Ⅲの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

（2）森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積
該当なし		

2　生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3　森林整備を通じた地域振興に関する事項

天売島の保安林内に森林体験ができるようフットパスが整備されており、自然を求めて観光客に利用されています。

4　森林の総合利用の推進に関する事項

「該当なし」

5　住民参加による森林の整備に関する事項

（1）地域住民参加による取組に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備をしていくことが必要です。

また、様々な体験活動を通じて森林と関わる形での森林利用への期待が高まっている

ことから、森林所有者等の理解を得ながら、開かれた森林を確保しその森林整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくり等の森林利用を推進していくこととします。

（2）上下流連携による取組に関する事項

「特になし」

（3）その他

「特になし」

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
設定なし			

7　その他必要な事項

（1）特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図るものとします。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期等を明らかにしたうえで、その実施の確保を図るものとします。

なお、要整備森林は、地域森林計画において指定されます。

（2）保安林その他制限林の施業方法

法令により立木伐採及び植栽の方法等に制限がある森林（以下「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

①　保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は、許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は、個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

ア　立木の伐採の方法

（ア）伐採種

主伐に係る伐採方式（伐採種）は、次のａ～ｃの３区分とします。

ａ　禁　伐：主伐に係る伐採を禁止するもの

（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）

ｂ　択　伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は１０m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が０．０５ヘクタール未満であるもの。

ｃ　皆　伐：伐採種を定めないもので、皆伐を含むすべての伐採方法が認められます。

（イ）伐採齢

伐採できる立木は、本森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

（ウ）特例

保安林の機能の維持または強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

ａ　期　間：特例の期間は指定後１０年以内とします。

ｂ　伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、本森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。

ｃ　伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあっては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあっては皆伐による伐採をすることができます。

（エ）間伐

樹冠疎密度が１０分の８以上の箇所でなければ間伐に係る伐採をすることはできません。

イ　立木の伐採の限度

（ア）皆伐面積の限度は、森林法施行令第４条の２第３項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

（イ）大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させる恐れがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度２０ヘクタールを超えない範囲内において状況において定めており、その限度をこえて伐採することはできません。

（ウ）防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅２．０m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

ウ　択伐材積の限度

（ア）伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率(注)を乗じた材積としています。

（注）択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積
（上記のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）
なお、１０分の３を超える場合は１０分の３とします
（ただし、次のウに記す植栽指定が課せられた森林については１０分の４を超える場合は１０分の４とします。）

（イ）保安林の指定後最初に行う択伐であっては、その保安林の指定施業要件に定められた初回択伐率を乗じた材積とします。

エ　間伐材積の限度

伐採年度ごとに間伐することができる立木の材積の限度は、原則として森林の立木材積の１０分の３．５を超えない範囲で指定施業要件に定められた率を乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が１０分の８を下回ったとしても伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね５年以内において１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

オ　植栽の方法・機関及び樹種

原則として、現に人工林であるもの及び具体的な植栽計画があるものに限って伐採後の植栽を指定しており、その方法、期間及び樹種については、次のように定めています。

（ア）植栽の方法

ａ　次の（ウ）に記した指定樹種の満１年以上の苗を（ウ）に記した本数以上均等に分布するように植栽しなければなりません。

ｂ　択伐指定の箇所については、上記ａに関わらず、ａの本数に実際の択伐率を乗じた本数を植栽しなければなりません。

（イ）植栽の期間

伐採が終了した年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽しなければなりません。

（ウ）植栽樹種及び本数

その保安林の指定単位ごとに、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的利用に資することができる多様な樹種を指定しており、その樹種ごとの１ヘクタール当たりの植栽本数を定めています。

②　自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては自然公園法第２０条又は第２１条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道自然公園条例第１０条による許可が必要です。

《特別地域内における制限》

区　分	制　限　内　容
特　別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第１種 特別地域	（１）第１種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができます。 （２）単木伐採法は次の規定により行います。 ア　伐採齢は、標準伐期齢に見合う年齢に１０年以上を加えて決定します。 イ　択伐率は、現在の蓄積の１０％以内です。
第２種 特別地域	（１）第２種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができます。 （２）道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木伐採法によります。 （３）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。 （４）伐採率は、用材林においては蓄積の３０％以内とし、薪炭林においては６０％以内です。

	（５）特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。 （６）皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ア　一伐区の面積は、２ｈａ以内です。 ただし、疎密度３より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 イ　伐区は、更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。
第３種特別地域	（１）第３種特別地区内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は設けないものとします。

③　砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第４条、砂防法施行条例第３条及び砂防法施行細則第２条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が１ｈａ未満となるよう留意することとします。

④　鳥獣保護区特別保護地区内の森林

鳥獣保護区特別地区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第７項の制限の範囲内で行うこととします。

立木の伐採に当たっての一般的な取り扱いは、次のとおりです。

ア　伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は保全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐です。その他の森林にあっては、伐採種は定められていません。

イ　地域森林計画の初年度以降５年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の５倍です。

ウ　保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐です。

⑤　史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第１２５条及び北海道文化財保護条例第 35 条の制限によることとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

⑥　その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うこととします。

なお、その他の制限林における法令等の制限は次表のとおりです。

【その他の制限林における法令等】

その他の制限林	施業方法の法令等の規定
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条

（３）森林施業共同化重点実施地区

該当なし

（４）その他必要な事項

「特になし」

別表１　公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

１　共通のゾーニング

区　分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　班	
水源かん養林	１	全域	１９５．９３
	３	全域	１１７．８８
	４	全域	９９．６１
	５	全域	８１．６８
	６	全域	１３７．０２
	８	全域	２３０．５１
	１４	全域	７０．７６
	１５	全域	３１．７２
	１７	全域	６２．４４
	１９	全域	７６．８０
	２０	全域	５５．５５
	２１	全域	１３７．９６
	３３	全域	５２．７７
	３４	全域	４５．１３
	３６	全域	１２９．３９
	３９	全域	５７．２５
	４０	全域	１３４．８８
	４１	全域	７５．６４
	４２	全域	１３７．３６
	４３	全域	１０４．０４
	４４	全域	８２．８０
	４５	全域	１３４．４４
	４６	全域	８３．３６
	４７	全域	７０．０４
	４８	全域	１０８．５６
	４９	全域	８３．４４
	５０	全域	８７．６８
	５１	全域	１６８．９６
	５２	全域	１０９．０５
	５４	全域	２９．６７
	５５	全域	８．９２
	５６	全域	７６．８４
	６７	全域	８５．０８
	６８	全域	６８．２０
	６９	全域	１９９．５８
	７０	全域	１５７．０９

区　分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　班	
山地災害防止林	1	69・72～75	12．29
	8	87・180～186・189～194・196・200～219・221～225・238～240・249～251・253～260・262・263	76．71
	17	19～22・36～41	12．52
	36	3～5・24～41・43～55	75．47
	53	全域	134．24
	56	13・64	7．20
	57	全域	139．08
	69	29．31	2．37
生活環境保全林	1	76～79	6．00
	15	40～61	4．24
	17	11～15・42～46・48～57・59・60・73～85・87・88	13．52
	18	全域	24．41
保健・文化機能等維持林	12	10	0．44
	17	58・86	1．08
	67	28・29・67～80・89	3．08
	68	1～3・19・20・24・52・53・87・88	6．56
	69	全域	197．06
	70	全域	157．09
木材等生産林	1	1～11・13～17・22～24・27・29・34～38・42・47・51・54・56・68・70・71・80・81	177．64
	2	全域	135．63
	3	1～7・13・20・28・29・44小班	95．78
	4	全域	99．61
	5	全域	81．68
	6	1・5・10～13・15・31～37小班	87．98
	7	全域	162．44
	9	全域	112．51
	10	全域	108．88
	11	全域	84．20
	12	全域	50．79
	13	全域	126．57
	14	1～6・9～11・15・17～20小班	64．16
	22	全域	128．54
	23	全域	89．79
	24	全域	140．00
	25	全域	92．60
	26	全域	63．05

	27	全域	75．10
	28	全域	67．64
	29	全域	97．48
区　分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　班	
木材等生産林	30	全域	212．60
	31	全域	71．80
	32	全域	113．80
	35	全域	149．04
	37	全域	90．17
	38	全域	112．97
	40	全域	134．88
	41	全域	75．64
	42	全域	137．36
	43	全域	104．04
	44	全域	82．80
	45	全域	134．44
	46	全域	83．36
	47	全域	70．04
	48	全域	108．56
	49	全域	83．44
	50	全域	87．68
	58	全域	135．09
	59	全域	128．36
	60	全域	118．70
	61	全域	78．77
	62	全域	99．00
	63	全域	116．28
	64	全域	86．11
	65	全域	60．49
	66	全域	81．13

2　上乗せのゾーニング

区　分	森　林　の　区　域		面積(ha)
	林班	小　　班	
生物多様性ゾーン			
保護地域タイプ	69	全域	199．59
	70	全域	157．09

【道 有 林】

該当なし

別表２　森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区　分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準（参考）(注1)
		林班	小　班		
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1	全域	195.93	主伐林齢：標準伐期齢+10年以上 皆伐面積：20ha以下
		3	全域	117.88	
		4	全域	99.61	
		5	全域	81.68	
		6	全域	137.02	
		8	全域	230.51	
		14	全域	70.76	
		15	全域	31.72	
		17	全域	62.44	
		19	全域	76.80	
		20	全域	55.55	
		21	全域	137.96	
		33	全域	52.77	
		34	全域	45.13	
		36	全域	129.39	
		39	全域	57.25	
		40	全域	134.88	
		41	全域	75.64	
		42	全域	137.36	
		43	全域	104.04	
		44	全域	82.80	
		45	全域	134.44	
		46	全域	83.36	
		47	全域	70.04	
		48	全域	108.56	
		49	全域	83.44	
		50	全域	87.68	
		51	全域	168.96	
		52	全域	109.05	
		54	全域	29.67	
		55	全域	8.92	
		56	全域	76.84	
		67	全域	85.08	
		68	全域	68.20	

【一般民有林】

区　分	施業の方法		森林の区域 林班	森林の区域 小班	面積(ha)	森林経営計画における主な実施基準（参考）(注1)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注２）			該当なし		主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上 皆伐面積：10ha未満
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林（注３）		1	69･72～75	12.29	主伐林齢：注３の表による 皆伐面積：20ha以下
			8	180～186･189～194･196・200～219・221～225･238～240･249～251・253～260・262・263	75.59	
			12	10	0.44	
			36	3～5･24～41･43～55	75.47	
			53	全域	134.24	
			57	全域	139.58	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		該当なし		主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：70%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の１／２以上を維持する
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	8	87	1.12	主伐林齢：標準伐期齢以上 伐採率：30%以下又は40%以下 その他：標準伐期齢時の立木材積の7/10以上とする
			15	40～61	4.24	
			17	11～15・19～22・36～46･48～60･73～88	27.12	
			18	全域	24.41	
			56	13・64	7.20	
			67	28・29・67～80・89	3.08	
			68	1～3・19･20・24･52･53･87･88	6.56	
			69	全域	199.59	
			70	全域	159.09	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			該当なし		特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する

注１　森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分毎の具体的な施業方法については、注２、注３に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

注２　「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の１伐区当たりの伐採面積は１０ｈａ以下とする必要があります。

注３　「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

	樹　種	伐採可能な林齢
人工林	エゾマツ・アカエゾマツ	９６年以上
	トドマツ	６４年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	５６年以上
	その他針葉樹	６４年以上
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	４８年以上
	その他広葉樹	６４年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	９６年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	１２８年以上

別表３　鳥獣害の防除の方法

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ｈａ）
エゾシカ	51 林班	169.20

別表４　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域　林小班	参考
１林班―9・13～17・77～79小班 ２林班―2～4・8～12・17～19・23～26・28・30・32・34～37・39・40・43・45～48・51～59・61～67・70小班 ３林班－１・6～7・28・44小班 ４林班－6・11・12・16小班 ５林班－5・7小班 ７林班－2・5・14・19・20・23・25・34・35・36～38・40～42・44・48～51・58～63小班 ９林班－6～17小班 １０林班―7～14小班 １１林班－5・8～10・14～20・23～25小班 １２林班－2～4・6・7・10・12・14・15・19・23～28小班 １３林班－2～7・11・13～15・18・19・22・24・26・28・29・31～33・35・37～41・43・45・46・50～53・58小班 １４林班－3・9・10・19・20小班 ２２林班－5・7・11・13～16・18・19・21・26・32～35・38～39・42・44・46～48・53～56・73・74・82～88・94～98小班 ２３林班－2・6・7・12・15・16・18～20・24・28・29・32・34～42小班 ２４林班－5～7・10・12・18・21・23・26・32・35・36・38～40・55・62・63・65・68・72・77～82・90・92・94～96・99小班 ２５林班－7～8小班 ２６林班－4小班 ２７林班－3～7小班 ２８林班－4～8小班 ２９林班－1小班 ３０林班－2・4～6・8・12～16・20・22・23・25～26・30・32・36・39・40～43・45・52～60・64・65小班 ３１林班－6・8～10・12・15・17・18・20・21・24・26・27・29・32・33・35～41・43～46・48・50･51・53小班 ３２林班―1・10・22・28・31・33～35・37・38･41･42･46･48・49・53～87小班 ３３林班－４０小班 ３５林班－5・6・8・17・18・20・22・24・	木材等生産森林のうちの人工林

25・28～31・35・37・38小班 ３７林班－2・4・7・11・16・18～20・22・ 25・34・35・40・45～47・52・ 54～68・70～74小班 ３８林班－1・6・9～12・17・21・23・26・ 38・42・45・49～51・55～60・ 63～66小班 ４０林班－2～4・6～9・12～13・15～17・ 19・21・24・28・29・40小班 ４１林班－1・2小班 ４２林班－2・3・5～7・9～11・13・14・16・ 19・21～24・26・28・30・31・ 40小班	
森林の区域　林小班	参考
４４林班－1小班 ４５林班－11・12小班 ５０林班－6小班 ５３林班－19・28～31小班 ５８林班－7・9・14～24・26・28～33・37～ 45・47・50・51・53・54小班 ５９林班－2・6・8・9・12～15・18・19・ 22・25・27～35・37～42・44・ 52・56～63・67・68・71～76・ 81小班 ６０林班－4・11・16・21・25～28・48・52・ 53・55・58～60・64・66～73・ 78・79・83～86・89・93・94小班 ６１林班－1・2・4・6・7・9・12・14・16・ 19・26・27・33・35・36・40小班 ６２林班－1・5・6・11・13・15～17・19・ 22・25・28・30・32・35・39・ 42・44・45・47～53・55・56・ 58～60・62・63・68～70・72～ 75・80～82小班 ６３林班－3～5・10～12・14・18・23・26・ 28・29・31・33～36・38～40・ 42・45～47・49～51・53・55・ 57～61・63・65～67・69～71・ 73・74・77・79・81・82・85・ 86・88～96・98・103・106・109 ～111・114・115・118・119小班 ６４林班－1・3～5・7・10～14・16～19・ 24・27・28・30・32～34・36・ 37・39・42～44・46～48・53・ 58～63・67・69・71・72・74・ 79～86・88・89・91～97・99・ 100～104小班 ６５林班－1・3・6・7・10・18・22・25・ 27・28・30～32・34・36・39・ 40・44・46・47・49～51小班 ６６林班－1～5・14・18・21～25・28・30・ 36～42・46・47・49・50・52～ 59小班	木材等生産森林のうちの人工林

（注）上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。また、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。